

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター(第 108 回)をお届けいたします。

本ニュースレターについて、<u>ニュースレターの内容に関するご質問</u>、<u>その他のご意見やご要望</u>などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2024年7月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック:

【特別企画】どうなる? 日豪のM & A 市場 - N N A 業界座談会第6弾 (2024年7月8日・9日)

アジア経済ニュースを発信する NNA 社が主催した、日系企業による豪州 M&A に携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。

本座談会では、日系企業による豪州 M&A に関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業による M&A 手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正(外資買 収法・労働法等)の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス(PMI)における典型 的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。

座談会の内容は、こちらのリンク先(前編・後編)からご覧いただけます。



その他の注目のトピック

クイーンズランド州の環境保護法の改正について(環境)

2024 年 6 月にクイーンズランド州議会は、環境保護法(Environmental Protection Act 1994 (Qld))を改正する環境保護(権限および罰則)改正法案(Environmental Protection (Powers and Penalties) Amendment Bill 2024)を可決しました。今回の改正法は、環境リスクに対してより積極的なアプローチをとり、環境被害に対するタイムリーで効果的な執行を確保することを目的としています。

注目すべき変更点として、まず、環境に害を及ぼす、または害を及ぼすおそれのある活動を行うすべての者に対し、その害を防止または最小化するための合理的かつ実行可能なすべての措置を講じなければならないという一般的な環境配慮義務に違反して、深刻または重大な環境被害をもたらし、またはもたらす可能性がある場合には、刑事犯罪を構成することが新たに規定されました。また、環境被害の回復・修復を行うための措置を積極的にとることを求める一般的な義務も新たに追加されました。さらに、同法に基づく各種届出義務については、必要な事象を認識した場合のみならず、合理的に認識すべきであった場合にも発生することとされ、より客観的な判断が求められるようになりました。これらの改正により、企業のコンプライアンス・環境リスク管理対策を見直すことが必要になります。

原文(英文)へのリンクはこちら。

企業が実施すべきサイバーセキュリティ対策(サイバーセキュリティ)

データ漏洩や外部のハッカーによるサイバーアタックがとりわけニュースで取り沙汰されていますが、企業は、内部の従業員も、組織のセキュリティにとって最大の脅威になりうることを念頭に置かなければなりません。特に、リモートワークの普及や第三者の請負業者に対する一定の業務委託により複数のデバイスにまたがるデータ管理が求められ、また、ジェネレイティブ AI のような新たなテクノロジーを活用した現代の働き方は、そのリスクを増幅させているといえます。

このような従業員による内部脅威は、あらゆる組織に浸透しており、悪意のものもあれば不注意でもたらされるものもありますので、採用プロセスにおける厳格な身元調査のほか、暗号化メカニズムや多要素認証(MFA)などの強固な認証方法を用いた機密情報等へのアクセス制限、アクセス権限の定期的な見直しによる不正アクセス防止措置を講じ、不断の注意を払うことが重要です。これらに加え、従業員のトレーニングも非常に重要です。本稿ではこれらの概要を紹介します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕(2019)



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者(信山社)に直接メールにてご注文いただくか、アマゾンジャパンにてご購入いただけます。

スパム・テレマーケティングに関するコンプライアンス(消費者法)

スパムおよびテレマーケティングの規制当局である Australian Communications and Media Authority (ACMA) は、本年度の重点分野として、ギャンブルや金融サービスのほかオンライン小売部門全般を挙げるとともに、テレマーケティングや e マーケティングを行う際の消費者の同意に関する期待事項を発表しました。期待事項に拘束力はないものの、ACMA は、過去18か月間の合計で1,500万豪ドル以上の罰金を科し、執行に積極的な姿勢を見せているため、留意する必要があります。

消費者の同意に関する期待事項として、たとえば、以下のような措置をとること、またはとらないことが期待されています。

- 同意を得る時点ですぐにアクセスでき、細かい文字や長いプライバシーポリシー、複数のクリックスルーによって隠されていない、明確な条件に基づく明示的な同意を得ること
- 同意を推測する場合は、消費者との関係性や販売される商品・サービスとの関連性に基づき慎重に行うこと
- 電子メールには配信停止機能を設け、配信停止の要求に対して5営業日以内に対応すること
- 配信停止の際に、アカウントのログインを求めず、また、再登録を促すコンタクトをとらないこと

原文(英文)へのリンクはこちら。

価格関連情報の継続的開示に関する改正法のレビュー(ディスクロージャー)

豪州の会社法(および ASX 上場規則)は、上場会社に対して、価格関連情報(price sensitive information)に関する継続的な開示義務を課しています。当該義務に違反した上場会社の民事責任は、コロナ禍中に導入された暫定的措置により、新たに主観的要件が追加され、①価格関連情報であると上場会社が知っていた情報に関して、市場に対するアップデートを怠った場合、または、②問題となっている情報が価格関連情報であるとの認識に関して、未必の故意(recklessness)もしくは過失があった場合にのみ、成立するものとされました。その後、2021 年に当該暫定的な措置を恒久的なものとする法改正が行われました。

当該改正については、豪州会社法の規定に基づき、施行後 2 年経過後にレビューを行うこととなっていましたが、2024 年 2 月 13 日、当該改正の影響を評価するレビューの報告書が政府に提出され、その後、2024 年 5 月 14 日に両議会に提出されました。このレビューは、改正がオーストラリア証券投資委員会(ASIC)の執行能力や継続的開示義務違反に関する集団訴訟の発生率にどのような影響を与えたかを評価することを目的としており、今後の方向性に関して 6 つの勧告が含まれています。主要な勧告の 1 つは、(私人ではなく)ASIC が上記の開示義務違反に関する責任を追及する場合には、執行力強化の観点から、上記の主観的要件を不要にするべきというものです。政府は 2024 年 8 月 14 日までに各勧告に対する対応方針を公表する必要があります。

本稿ではレビュー報告書の概要等を紹介します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

プライバシー侵害に関する法定の不法行為の導入(プライバシー法)

オーストラリアでは、プライバシー侵害に関する法定の不法行為の導入を行うためのプライバシー法(Privacy Act)の改正がかねてより議論されてきましたが、この度、関連する改正案の審議が本年8月に始まることが見込まれています。

改正案は、オーストラリア法改革委員会(ALRC)が2014年に公表した、プライバシー侵害に関する法定の不法行為のモデル(ALRCモデル)をベースにするものと見込まれています。ALRCモデルでは、当該不法行為の成立について、①特定のプライバシー侵害の形態(私的空間(seclusion)への侵入または個人情報の誤用)によること、②侵害の対象となった人がプライバシーに対する合理的な期待を有すること、③侵害について故意または未必の故意(recklessness)が存在すること、④プライバシー侵害の程度が深刻であること、⑤金銭的な損害が現に生じていることまでは不要であり、感情的苦痛に対する損害賠償を認めていること、⑥他の公共の利益(表現の自由、犯罪や詐欺の防止等)との比較衡量が必要であること等の特徴があります。本改正は、特にデータ業界とメディア業界に対して重大な影響を与えることが見込まれています。

特に、データ業界については、データ侵害が生じた場合、これが故意または未必の故意に基づくケースはあまり多くないと考えられるものの、侵害者が業界固有のリスクを熟知していた場合、このような主観的要件の成立に有利な事情となる旨の見解をALRCが表明していることは注目に値します。本稿ではその概要を紹介します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

最近行われたセミナー等

4th Asia-based International Financial Law Conference(2023 年 3 月 29 日~31 日)

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は $\underline{z56}$ のリンク先からご覧いただけます(英語でのカンファレンスのため資料は英文になります)。

豪州 M&A 取引実務セミナー(2022 年 11 月 8 日)

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容(1 時間の録画ビデオ)は<u>こちら</u>のウェブページから、講演で使用した資料は<u>こちら</u>のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギートランジションに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド(英文)は<u>こちら</u>からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024年の1月1日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしています。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕 (2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア 投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本 語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者(信山社)に直接メールにてご注文いただくか、 アマゾンジャパンにてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之 メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセル 山浦茂樹 メール: syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川佑妃 メール: <u>ysugawa@claytonutz.com</u>



外国法資格実務家 小滝博行 (日本法弁護士・日本から出向中) メール: hkotaki@claytonutz.com



外国法資格実務家 小川美月 (日本法弁護士・日本から出向中) メール: mogawa@claytonutz.com



パラリーガル 曽我修平 メール: <u>ssoga@claytonutz.com</u>



エグゼクティブ・アシスタント 大竹佳代子 メール: <u>kotake@claytonutz.com</u>